

専門医制度規則

(2003年度制定、2004年4月、2005年4月、2006年4月、2009年4月、2010年4月一部改正)

第1章 目的

第1条 この制度は、リウマチ性疾患に関する十分な学識と経験を有する医師を認定することにより、わが国におけるリウマチ学の研究、教育、診療の水準を向上発展させることを目的とする。

第2章 総則

第2条 一般社団法人日本リウマチ学会(以下「学会」という。)は、専門医制度等を運用する専門医制度委員会を設ける。

2. 専門医制度委員会は、専門医及び教育施設の認定にあたり、さらに優れた専門医を育成するための諸制度を検討し、推進する。

3. 専門医制度委員会は、次の第2号に示す「学会指導医」の資格を認定する。

専門医資格認定委員会は、次の第1号に示す「リウマチ専門医」の資格を認定する。

① リウマチ専門医(以下「専門医」という。)とは、リウマチ性疾患の診療に必要な知識と技能を有し、専門医としてふさわしいリウマチ医を学会が認定する医師

② 学会指導医(以下「指導医」という。)とは、専門医養成のための研修指導にふさわしい学識と経験と能力を具えた医師として学会が認定する医師

4. 学会は同様にして、教育施設認定委員会を組織してリウマチ性疾患の診療を研修するにふさわしい診療施設(以下「教育施設」という。)の認定を行う。

第3章 専門医の資格認定

(資格認定委員)

第3条 学会理事長(以下「理事長」という。)は、専門医を認定する委員(以下「資格認定委員」という。)を評議員の中から選任する。資格認定委員会の運営に関する必要事項は別に定める。

(専門医の申請資格)

第4条 専門医認定試験の受験資格は、次の各号の条件を満たし、別に定めるリウマチ専門医研修記録(以下「研修記録」という)を専門医資格認定委員会が審査し、受験資格を認めた者とする。

① 日本国の医師免許証を有し、医師として人格及び見識を備えていること。

② 申請時において引き続き5年以上学会の会員であること。

③ 第2条第4項によって認定された教育施設等において、別に定める専門医研修カリキュラム(以下「研修カリキュラム」という)に従い通算5年以上のリウマチ学の臨床研修を行ったこと。(臨床研修実績を研修記録に記載のこと)

④ 日本リウマチ学会専門医資格維持施行細則による単位30単位以上を取得していること。(取得単位を研修記録に記載のこと)

⑤ 関連基本領域学会の認定医或いは専門医の資格を有すること。

(申請手続き)

第5条 専門医の資格認定を申請するには、次号に定める申請書類に手数料をそえて資格認定委員会に提出しなければならない。

① 専門医申請書

② 履歴書

③ 教育施設等研修終了証明書は、研修記録による。

④ 研修記録は、臨床研修歴、ローテーション研修歴、目標(1-6)到達レベル自己評価、病歴要約提出症例一覧(10例)、研修単位取得一覧(学会参加記録、教育研修講演受講記録、学会発表、論文、合計30単位以上)を記載記録したもの。

⑤ 業績目録(削除)

⑥ 前条第5号による資格取得記録(又は資格保有証明書)

(認定要領及び有効期間)

第6条 資格認定委員会において専門医申請資格を承認されたものに対して、資格認定試験を行い、理事会の議を経て理事長が専門医認定の証を交付する。

2. 本証の有効期間は5年間とする。有効期間経過後の措置については、施行細則をもって定める。

(資格認定試験)

第7条 試験の計画ならびに実施は、資格認定委員会が理事会の承認の下に行う。

第8条 試験問題の作成は問題作成委員会で行う。問題作成委員会の委員は、専門医資格認定委員会の推薦により理事会が依頼する。

第9条 資格認定試験は年1回実施する。

第4章 教育施設の認定

(申請条件)

第10条 教育施設の認定を申請する診療施設は次の各号の条件をすべて満たしていることが必要である。

① 総合病院またはこれに準ずる病院およびリウマチ専門病院

② リウマチ性疾患が年間100症例(関節リウマチを30症例以上含む)以上あること

③ 研修環境が総合的に整備されていること

④ 指導医1名以上、または専門医2名以上が勤務していること。なお、専門医1名は定期的に勤務する非常勤を含めることができる。

⑤ リウマチ学に関連する教育が定期的に行われていること

(認定委員)

第11条 理事長は、教育施設を認定する委員(以下「施設認定委員」という。)を評議員のなかから選任する。

(申請手続き)

第12条 教育施設の認定を申請する診療施設長は、次の申請書類を教育施設認定委員会に提出しなければならない。

① 教育施設認定申請書

② 診療施設内容説明書

③ 指導医または専門医が勤務することの施設長の証明書

④ 関連施設を含めた研修計画書(第7章)

(教育施設の認定)

第13条 教育施設認定委員会は毎年1回申請書類によって審査し、教育施設の認定を行う。

第14条 教育施設として認定される診療施設に対して、理事会の議を経て、理事長が教育施設認定証を交付する。

2. 本証の有効期間は3年とする。有効期間経過後の措置については、施行細則をもって定める。

第5章 指導医の認定 (認定要領及び資格要件)

第15条 指導医の認定は、次の各項について専門医制度委員会が審査し、理事長が専門医制度委員会の答申により認定する。

- ① 教育施設(またはこれに準ずる診療施設)に10年以上勤務した経験を有し、最近5年間に10以上リウマチ学に関する研究業績発表のあること
- ② 申請時において、既に10年以上学会会員であり、リウマチ学に関する研究活動を行っていること
- ③ 臨床系にあっては学会の専門医であること

(申請の手続き)

第16条 指導医の認定を申請するには、次の申請書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

- ① 指導医認定申請書
- ② 履歴書
- ③ 業績目録
- ④ 教育施設(準ずる診療施設)勤務証明書

(指導医の認定)

第17条 専門医制度委員会は毎年1回申請書類によって審査し、指導医の認定を行う。

第18条 理事長は専門医制度委員会において指導医として認定されたものに対して、理事会の議を経て指導医認定証を交付する。

2. 本証の有効期間は5年とする。有効期間経過後の措置については、施行細則をもって定める。

第6章 認定資格の喪失

(専門医等の資格喪失)

第19条 専門医・指導医としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、専門医・指導医の資格が、また指導医及び教育施設が認定条件を満たさなくなった時は、指導医及び教育施設の資格が、専門医制度委員会及び理事会の議決を経て取り消されることとする。

第7章 教育施設における研修計画

(研修の実施)

第20条 各教育施設は、研修カリキュラムに従い、当該施設における専門医研修計画(以下「研修計画」という。)を立案し、これを実施する。

2. 教育施設における専門医研修計画は研修カリキュラムに従い、リウマチ性疾患の診療研究のための知識、技能、態度の習得を目的として作られるものとする。

(計画の作成)

第21条 研修計画は研修カリキュラムに従い、教育施設の指導医または専門医が編成し作成する。

- ① 教育施設および認定を受けた関連施設において、入院患者の診療に通算5年以上従事し、かつ定期的に外来診療に従事する。
- ② リウマチ学全般について研修する。

(研修内容)

第22条 教育施設研修期間中に研修カリキュラムによる診療経験として次のものを含める。

- ① 入院患者はリウマチ性疾患、原則として50症例(関節リウマチ15症例以上を含む)以上を受持ち、その診療を行うこと。
- ② 外来患者はリウマチ性疾患100症例(関節リウマチ30症例以上を含む)以上を経験すること。

(会議の招集)

第23条 専門医制度委員会は、各教育施設における研修状況について討議し、本制度の運営に関する意見をきくため、施設責任者による会議を招集することができる。

第8章 補 則

(規則の改正)

第24条 この規則は専門医制度委員会および理事会の議決により、評議員会に諮り社員総会の承認を得て改正する。

第25条 この規則の施行にあたっての細則は、専門医資格認定委員会および専門医制度委員会で協議し、理事会の議決により別に定める。改正するときも同じ。

附 則

1. この規則は、一般社団法人日本リウマチ学会設立の日から施行する。
2. 権利能力なき社団日本リウマチ学会が認定した「認定医」は、本会が認定した「リウマチ専門医」とし、また、指導医及び教育施設も本会が認定したものと見なす。
3. 本規則第4条第2号中「通算5年以上」とあるが、2004年度専門医の資格認定申請者までは、「通算3年以上」とする。

附 則

1. この改正規則は、2005年度定時社員総会で承認を受け、2005年6月1日から施行し、2005年度指導医・専門医の資格認定から適用する。

附 則(2006年4月25日)

1. この改正規則は、2006年度定時社員総会で承認を受け同年5月1日から施行する。

附 則(2009年4月23日)

一般社団法人に名称変更

附則(2010年4月23日)

1. この改正規則は、2010年度定時社員総会で承認を受け、同年5月1日から施行する。
2. 本規則第5条第3号の「リウマチ専門医研修記録」の提出は、**2010年5月1日以降の入会者で、2014年度専門医の資格認定申請者から適用する。**
3. 専門医研修カリキュラム及び研修記録は、2年ごとに見直しを行う。
4. 2010年4月30日以前の入会者は、改正前の「専門医制度規則(2003年度制定、2006年4月一部改正)」の一部を適用する。
一部を適用する規定は次による。
第4条 専門医の資格認定を申請しようとするものは、次の各号の条件を満たすことが必要である。
③第2条第4項によって認定された教育施設等において、別に定める専門医研修カリキュラム(以下「研修カリキュラム」という)に従い通算5年以上のリウマチ学の臨床研修を行ったこと。(臨床研修実績を研修記録には記載しない。)
④日本リウマチ学会専門医資格維持施行細則による単位30単位以上を取得していること。(取得単位を研修記録には記載しない。)
- 第5条
③ 教育施設等研修終了証明書
④ 前条第4号による取得単位証明書
⑤ 業績目録
5. 附則第4項の規定は当面継続する。廃止の時期(規則の一元化)は、別に定める。

付 記(2008年4月21日)

1. 第5章第15条の①「準ずる施設」は、本規則第4章第10条の5項目のうち4項目を達している場合とする。
2. 第3章第4条の海外でリウマチ専門医を取得している学会員に対する専門医試験受験資格については、日本専門医機構の示す2階建て制度に準拠すれば、本邦の基本領域の学会の専門医(認定医)を所有するものについては適宜検討する。